

2026年度RUN with HEART 寄付先団体 募集要項

この度、東京マラソン財団チャリティRUN with HEARTの寄付先団体を募集します。

東京マラソン財団は、東京マラソン2011よりチャリティ制度を導入し、2021年からは通年でのチャリティ事業RUN with HEARTを運営しています。

東京マラソンや東京レガシーハーフマラソンなどの大会を通じて、走る人、支える人、応援する人に、社会貢献を考え、寄付するきっかけを創出し、東京マラソン2011から東京マラソン2027の累計寄付金額は85億円に達しました。また、東京レガシーハーフマラソン2022から東京レガシーハーフマラソン2026の累計寄付金額は1億7000万円に達しました。(東京マラソン・東京レガシーハーフマラソンともに2026年9月末時点)

「走れる幸せを誰かの幸せにつなげよう。」という想いをさらに広げるため、私たちは活動しています。寄付が特別なことではなく、暮らしの中の自然な選択として広がる、日本の寄付文化を育てていくことも、その大切な柱の一つです。そのためには、寄付者が共感できる多様な取り組みを、わかりやすく届けることが欠かせません。

より広い社会貢献を目指して、東京マラソン財団チャリティRUN with HEARTの寄付先団体を新たに募集します。寄付者のみなさまの想いを、国内のみならず世界にある社会課題の解決につなげる団体のご応募をお待ちしています。

東京マラソン財団チャリティRUN with HEARTはこちら：

<https://www.runwithheart.jp/feature/about>

1. 募集概要

募集団体数	若干数
対象団体	認定NPO法人、公益社団法人、公益財団法人のうち、 次の①または②に該当し、加えて、別に定める要件のすべてを満たす団体 ① 日本の寄付文化の醸成にともに一翼を担ってくださる団体 ② 東京マラソン財団が今後力を入れていく「ウェルネス事業(ひとびとが健康づくりに取り組む社会の実現)」にともに取り組んでくださる団体
応募受付期間	2026年11月4日(水)12:00～11月10日(火)17:00
活動時期	未定 ※ 2027年4月以降寄付先団体として参加できる大会が決まり次第お知らせいたします

2. 応募要件

認定NPO法人、公益社団法人または公益財団法人のうち、以下のすべてを満たす団体が対象です。

組織の形式要件

1. 認定NPO法人、公益社団法人または公益財団法人であり、RUN with HEARTの寄付先団体(事業)としてふさわしいこと
2. 日本国内に事務所があること
3. 応募締切日(2026年11月10日)の時点で、法人の設立登記から3年以上経過していること
なお、法人化する以前に任意団体などとして活動していた場合、その期間は含まない
4. 応募締切日(2026年11月10日)の時点で、有給の常勤職員が5名以上在籍していること
※ 常勤職員とは、週4日以上かつ週28時間以上勤務する有給の職員をいいます。役員を兼ねる職員は含みます。出向者、派遣職員、ボランティア、インターン、業務委託は含みません。
5. 次のいずれにも該当しないこと
 - ① 宗教活動、または政治上の主義の推進・支持・反対を主な目的とする団体
※ 社会課題の解決に向けた政策提言を行うことは、これに当たりません
 - ② 特定の公職者(候補者を含む)や政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体
 - ③ 反社会的勢力、または反社会的勢力と密接な関係がある団体
 - ④ 公益に反する事実が認められる団体
6. 個人情報の取扱いについて、規定整備などの措置が講じられていること
7. 年次報告書や決算書など、団体の基盤に関する情報が公開されていること

活動実績

8. 直近5年間で次のいずれかに該当すること
 - ① 省庁などからの表彰受賞歴
 - ② 自治体との連携事業の実績
 - ③ 学会での研究発表などの実績
9. 寄付金の全額を事業の活動に使用すること
なお、チャリティ実施に係る経費の一部を協働プロモーション料としてご負担いただきますが、その費用にRUN with HEARTで集まった寄付金を充当しないこと
※ 協働プロモーション料については別紙1の「5. 費用について」を参照
10. RUN with HEARTで集まった寄付に依存せずに活動を続けられること

その他

11. 次の事項を遵守すること
 - ① 東京マラソン財団が主催する会議・イベント等に出席すること
 - ② 報告書の提出など各種手続きを日本語ですること
 - ③ 海外からのエントリーが多数のため、問い合わせに英語で対応が可能であること
 - ④ 東京マラソンEXPO 2027(2027年3月6日(土))及び東京マラソン2027(2027年3月7日(日))に、視察として1名以上ご参加いただくこと(視察にかかる費用は、団体に負担いただきます)
 - ⑤ RUN with HEART寄付先団体として登録後、寄付募集システム及びRUN with HEARTウェブサイトへの掲載内容を東京マラソン財団が指定する期日までにご提出いただくこと

- ⑥ 東京マラソンチャリティまたは東京レガシーハーフマラソンチャリティに参加する場合、大会前に開催するEXPOでのブース対応と、大会当日のラウンジ運営に協力すること
 - ⑦ 別紙1「東京マラソン財団チャリティRUN with HEART寄付先団体応募の留意事項」の内容を確認のうえ、寄付先団体としての登録決定の際に、別紙2「東京マラソン財団チャリティRUN with HEART寄付先団体規約」に同意すること
12. 大会ごとのチャリティ参加にあたっては、寄付事業、ランナー枠、最低寄付金額、協働プロモーション料について、別途協定書を締結していただきます
13. 応募及び寄付先団体としての活動にはGoogleアカウントが必要となります。予めご準備ください。

3. 応募方法

手順1 応募フォームに入力する

応募受付期間内に、応募フォームから必要事項をご入力ください。メールでの応募は受け付けていません。

応募フォーム：<https://forms.gle/dgANJEDPf6BRugXq6>

入力項目：団体名称、担当者名、電話番号、ウェブサイトURL、メールアドレス

手順2 自動返信メールで書類提出用URLを確認する

フォームの送信後、ご入力いただいたメールアドレスに自動返信メールが届きます。メールには、書類提出用のURLと、その後のスケジュールを記載しています。

メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダをご確認ください。それでも見つからない場合は、事務局(info_charity@tokyo42195.org)までご連絡ください。

手順3 期日までに書類を提出する

メールに記載のURLから、書類提出期間内に必要事項の入力と書類のご提出をお願いします。期日を過ぎると受け付けられません。

提出書類(応募要件の確認に使用します)

1. 定款
2. 直近3事業年度の決算書

あわせて、書類提出フォームで、聞き取りを行います。記入内容は審査の参考とし、該当があることのみをもって選考の対象外とすることはありません。

4. スケジュール

段階	期間・時期
募集告知	2026年10月30日(金)
新規希望団体向け説明会	11月6日(金)10:00
① 応募受付(Googleフォーム)	11月4日(水)12:00 ~ 11月10日(火)17:00
② 書類提出(Googleフォーム)	11月4日(水)12:00 ~ 11月24日(火)17:00

段階	期間・時期
③ 書類審査	11月下旬～12月上旬 ※ 面談対象の団体には個別にご連絡します
④ 書類審査結果の通知	12月上旬 ※ 面談対象の団体には個別にご連絡します
⑤ 審査面談	12月中旬 ※ 面談対象の団体には個別にご連絡します
⑥ 選定結果通知	12月下旬 ※ 面談対象の団体には個別にご連絡します
⑦ RUN with HEART寄付先団体規約への同意	12月下旬～2027年1月下旬 ※ 面談対象の団体には個別にご連絡します
⑧ 東京マラソン2027への視察	2027年3月6日(土)・7日(日)
⑨ 寄付先団体としての活動開始	2027年4月以降(予定)

※ 応募要件を満たさない団体は、書類審査の段階で選考対象外となります。

※ 書類審査結果および選定結果は、採否にかかわらず、すべての応募団体にご連絡します。

※ RUN with HEART寄付先団体規約のほか、大会ごとの協定書も締結いただきます。

※ スケジュールは変更になる場合があります。変更の際は、応募いただいた団体へ個別にご連絡します。

※ 選考は公平性の確保のため所定の基準に基づいて行います。選考結果や選考過程に関して個別のお問い合わせにはお答えしておりません。何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

5. お問い合わせ

ご質問は、説明会でのみ受付いたします。

説明会の参加はこちら ※ 登録必須

<https://us06web.zoom.us/meeting/register/mhYhsynXS8mnUt6a3Hi5SQ>

別紙1

東京マラソン財団チャリティ RUN with HEART 寄付先団体応募の留意事項

RUN with HEART 寄付先団体の主な活動及び活動の際の留意、遵守事項は以下の通りです。

なお、システム利用、ウェブサイト等制作物掲載内容の提供、普段のやりとり(方法、頻度、時期)などに関する概要資料の作成および新規希望団体向け説明会の実施を予定しています。

1. 寄付募集プログラム参加

- ① 東京マラソンチャリティ(チャリティランナー募集)
- ② 東京レガシーハーフマラソンチャリティ(チャリティランナー募集)
- ③ その他寄付募集プログラム(チャリティラン、サステナビリティプログラムなど)

2. RUN with HEART ウェブサイト利用

- ① 東京マラソン・東京レガシーハーフマラソンチャリティページでの寄付先団体活動の情報配信
- ② 寄付先団体の個別寄付募集プログラムなど情報配信(別途調整が必要)
- ③ 当財団SNSアカウントを通した寄付先団体活動の情報配信

3. チャリティランナーのホスピタリティの運営

- ① 東京マラソンではEXPO期間中のチャリティブースの運営と大会当日のチャリティラウンジ運営
- ② 東京レガシーハーフマラソンでは大会当日のチャリティラウンジ運営
- ③ 東京マラソン・東京レガシーハーフマラソンともにチャリティランナーへの配布物の準備
- ④ その他財団チャリティとして実施する事項への協力

4. プロパティ使用可能例 ※ 参加できる大会に準じます。プロパティ使用申請は、選定後にお知らせします。

① 利用できるもの

東京マラソンチャリティロゴ、東京レガシーハーフマラソンロゴ、RUN with HEARTロゴ及び寄付先団体のステートメント

② 利用できないもの

・東京マラソンの大会ロゴ
・東京マラソン・東京レガシーハーフマラソンと寄付先団体を結びつける画像や文言
オフィシャルパートナーの権利に抵触する画像や文言

※ 別紙2 第5条(寄付先団体の権利等)3-②を参照

5. 費用について

① 登録費、年会費などは発生しない。

② 但し、東京マラソンチャリティ及び東京レガシーハーフマラソンチャリティ実施に係る経費の一部を、協働プロモーション料として負担する。

協働プロモーション料は、寄付金総額に対する料率で算出します。お支払いは、寄付金からではなく、団体の自己資金(寄付金以外)から行ってください。なお、お支払いに伴う振込手数料は、団体の負担となります。

(参考)過去大会での協働プロモーション料率 10%~15%(寄付金総額に対する料率)

③ 協働プロモーション料の使途

- ・大会ごとに当財団が規定するエントリーシステムの改修及び維持管理費用
- ・寄付募集ページ作成費用(例:大会公式ウェブサイト及び RWH ウェブサイト)
- ・寄付先団体PR施策費用(例:EXPO出展料等)
- ・ランナーホスピタリティ費用(例:ラウンジ出展料等)
- ・主催イベントにおける質の維持向上と継続的な開催基盤の充実費用

6. 各種事業計画書の提出と団体評価

① 事業計画書の提出(必須)

毎年2回指定した期日までに、事業計画書及び報告書をご提出いただきます。

※ 提出時期は別途定めます。

② 団体評価

提出いただいた事業計画書及び報告書をもとに、団体評価を行います。団体評価は、当財団が寄付先団体を公正に管理していることを、関係各所へ報告するために行うものです。団体評価の結果、必要に応じて、当財団から寄付先団体に改善をお願いする場合があります。団体評価の結果を、各団体に割り当てるランナー枠数の調整に使用することはありません。

ただし、ランナー枠数の調整に団体評価を使用する場合は、あらかじめお知らせします。

7. 遵守すること

① 適切な個人情報取扱いと管理

② 海外からランナーを募集する場合は、団体ごとにGDPR(EU一般データ保護規則)を含めた個人情報管理に対応すること

③ 公益に反しない活動(法的な不適切行為、反社会的勢力との関係、社会的信用の毀損)

※ 寄付先団体として登録決定の際、上記の留意事項に記載されていることを含めて、「RUN with HEART 寄付先団体規約」への同意が必要となります。

別紙2

東京マラソン財団チャリティ RUN with HEART 寄付先団体規約

東京マラソン財団チャリティ RUN with HEART 寄付先団体規約(以下「本規約」という。)は、東京マラソン財団(以下「当財団」という。)が行う「RUN with HEART」事業(以下「本プログラム」という。)の目的を達成することに同意する寄付先団体との間で定めるものである。

第1条(総則)

本プログラムは民法第548条の2第1項に定める「定型取引」に該当し、また本規約は同項に定める「定型約款」に該当するものである。

第2条(RUN with HEARTの目的)

1 当財団は、本プログラムの内容として以下の各号に掲げる事由を行うことを目的として運営する。

- ① 寄付者及び寄付先団体又は寄付金事業との間のマッチングの実施及び継続的なチャリティ活動の促進
- ② 寄付先団体の活動を発信する情報ツールの提供
- ③ その他当財団が主体となり社会貢献や暮らしを良くするきっかけを作る機会の創出

2 当財団は、本プログラムを一層発展させる取組みの一環として、寄付先団体の活動状況を評価し、必要に応じ、寄付先団体に対する改善指導を行う。

第3条(寄付先団体の定義)

- 1 東京マラソンチャリティを含むそれ以降の大会に参加した寄付先団体のうち、本規約に同意した団体
- 2 不定期に行う募集毎に定める応募要件を満たした上、審査で合格した団体のうち、本規約に同意した団体
- 3 寄付先団体の組織改編や解散等により、事業が法人として独立又は別法人に譲渡される場合、当財団との協議の上、本規約に同意した団体

第4条(申し込み)

寄付先団体となることを希望する団体は、本規約に同意し、当財団の承諾を得た上で、寄付先団体となることの証として、当財団へ別途当財団が指定する合意書を別途当財団が指定するフォームにより提出する。

第5条(寄付先団体の権利等)

1 寄付募集プログラムへの参加

寄付先団体は、以下の各号に掲げるプログラムに参加することができる。

- ① 東京マラソンチャリティ(チャリティランナー募集)
- ② 東京レガシーハーフマラソンチャリティ(チャリティランナー募集)
- ③ その他寄付募集プログラム(チャリティラン、サステナビリティプログラム等)

2 RUN with HEART ウェブサイトの利用及び当財団SNSや各種事業を通した情報掲載・配信

寄付先団体は、以下の各号に掲げる方法により情報掲載・配信を行うことができる。

- ① RUN with HEART公式ウェブサイトでの寄付先団体の寄付募集プログラム等情報掲載
- ② 東京マラソン等公式ウェブサイト内チャリティページでの寄付先団体活動の情報掲載
- ③ 当財団SNSアカウントを通した寄付先団体活動の情報配信

3 プロパティの利用及び制作物の承認

- ① 寄付先団体は、チャリティ事業及び寄付金事業に関する制作物を作成する場合、「RUN with HEART プロパティ使用マニュアル(寄付先団体向け)」に記載されている当財団の保有するプロパティ(呼称、写真、ロゴ等)を、同マニュアルに記載の諸条件のもと使用することができる。

- ② 寄付先団体は、チャリティ事業及び寄付金事業に関する制作物を作成する場合、事前に図案、イラスト、制作企画書など制作物の内容がわかる書類をプロパティ使用申請システムにより当財団に申請し、その承認を得るものとする。なお、制作物のカテゴリーによっては、オフィシャルパートナーの権利に抵触しないよう、前項のマニュアルに従って見積書の提示が必要となることに留意する。
- ③ 当財団は、チャリティ事業の広報を行うにあたり、その目的の範囲内で、寄付先団体のプロパティ(呼称、写真、ロゴ等)を使用することができる。

第6条(寄付先団体の遵守事項)

寄付先団体は以下について遵守すること

- ① 当財団が主催する会議、イベント等に参加すること
- ② 各種手続きや問い合わせ対応について日本語及び英語で対応すること
- ③ 適切な個人情報管理及び情報公開を行うこと
- ④ 海外からランナーを募集する場合、GDPRを含めた個人情報管理の対応をすること
- ⑤ 法令違反、不正行為、公益に反する事実がないよう努めること
- ⑥ 東京マラソンチャリティ及び東京レガシーハーフマラソンチャリティを通じて集まった寄付金に依存しない活動を行うこと

第7条(情報についての発信及び保証等)

- 1 寄付先団体は本プログラムを通して情報の掲載を希望する場合、別途当財団の定めるプロパティ使用申請システムにより、当財団に対し、事前に掲載内容の申請を行うものとする。当財団は、その情報が合理的な判断基準に基づいて不適切であると判断した場合、掲載を拒否し、また掲載開始後であっても予告なく削除する場合がある。
- 2 寄付先団体は、情報の掲載に当たり、以下の各事項を表明し保証するものとする。
 - ① 情報(情報がURL リンクを含む場合、当該リンク先の情報を含む。)が第三者の権利(著作権、著作者人格権、特許権、商標権、意匠権、実用新案権、営業秘密、名誉権、肖像権、プライバシー権、パブリシティ権を含むが、これらに限らない。)を侵害しないこと。
 - ② 掲載を希望する情報に虚偽の情報が含まれていないこと。
- 3 掲載された情報についてのクレーム、苦情、申立て、訴え等が当財団に対して行われた場合、寄付先団体は自らの責任と費用負担によりこれに対応するものとし、当財団に迷惑を及ぼさないものとする。
- 4 情報の掲載に起因して当財団に何らかの損害が生じた場合、寄付先団体は、当財団に対し、直ちにこの損害(弁護士費用を含むが、これに限らない。)を賠償するものとする。

第8条(通知義務)

寄付先団体は、商号、名称、所在地、その他当財団に申告した情報に変更が生じた場合、直ちに当財団所定の方法により変更を通知するものとする。通知を受けた場合、当財団は寄付先団体に対し、変更を証明する資料の提出を求めることができるものとする。

第9条(寄付先団体の責任)

- 1 寄付先団体が本プログラムを利用したことに起因して、当財団に対し、第三者からクレーム、請求又は訴訟等が提起された場合、寄付先団体は自らの責任と費用負担によりこれに対応するものとし、当財団に迷惑を及ぼしてはならない。
- 2 寄付先団体が本プログラムを利用したことに起因して、当財団が何らかの損害(弁護士費用を含むが、これに限らない。)を被った場合、寄付先団体は当財団に対し、直ちにこの損害を賠償するものとする。

第10条(委託・業務提携)

当財団は本プログラムの運営業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとする。

第11条(本プログラムの中断・変更・終了)

1 当財団は以下の場合、本プログラムの提供を一時中断することがある。

- ① 本プログラムの提供に必要なシステムの保守点検等を定期的又は緊急に行う場合
- ② 本プログラムの提供に用いるシステムに障害・故障等が生じた場合
- ③ 電気通信事業者の提供する役務に起因して、電気通信サービスの利用が不能となった場合
- ④ 停電、火災、地震、労働争議その他不可抗力により本プログラムの提供が困難な場合
- ⑤ その他、本プログラムの運用上又は技術上の理由がある場合

2 当財団が必要と判断する場合、あらかじめ寄付先団体に通知することなく、本プログラムの全部又は一部を変更し又は終了することができるものとする。

3 本プログラムの全部又は一部を変更し又は終了したことにより寄付先団体が何らかの損害を被ったとしても、当財団はこの損害を賠償する責任を負わない。

第12条(寄付金の取り扱い)

本プログラムによる寄付金の処理に関しては別途当財団と取り交わす「事業実施に関する協定書」で定める。

第13条(寄付金事業の計画、報告及び変更、中止)

寄付先団体は、当財団に対し寄付金事業に関しての計画については寄付募集計画シートを、報告に関しては、寄付募集報告シートを提出すること。

なお、詳細に関しては、別途当財団と取り交わす「事業実施に関する協定書」で定める。

第14条(寄付金事業の実施及び変更、中止)

1 寄付先団体は、寄付金事業の実施に関し、寄付者及び寄付金事業への参加者等に損害を生じさせないように、安全確保に十分配慮すること。万一、寄付金事業の実施に際し、寄付者、寄付金事業への参加者もしくは第三者に対し損害が生じる等の事故が発生した場合、又は第三者から請求もしくはクレーム等が発生した場合、寄付先団体の費用と責任において対応するものとし、当財団はこれらに係る一切の責任を負わないものとする。

2 寄付先団体は、寄付金事業の実施に際し、当該事業に係る広報物等において、当該事業が本プログラムによる寄付金で実施されていることが分かるように適切に表示を行う。表示に当たっては、当財団のプロパティ使用申請システムにより、当財団に対し表示の具体的な方法を申請し承諾を得て、表示する。

<適切な表示の例:東京マラソン財団チャリティ事業 RUN with HEARTの寄付金により実施しています。>

3 何らかの理由により寄付金事業の実施が困難となった場合、寄付先団体は寄付金事業を変更もしくは中止するものとする。寄付金事業を変更する場合、その旨及びその理由を寄付金事業変更計画書に記載の上、別途当財団が指定するウェブサイトフォームで当財団に提出する。ただし、軽微な変更については、当財団に事前に口頭で報告の上、事業実績報告書の提出をもって代えることができることとする。

4 寄付金事業を変更もしくは中止する際、寄付先団体に納付された寄付金は、変更の場合は変更後の寄付金事業に使用し、中止の場合は寄付先団体が自らの責任においてその取扱いを判断する。なお、寄付金事業の変更もしくは中止のいずれの場合であっても、寄付先団体は、寄付先団体に納付された寄付金の取扱いにつき、当財団及び寄付者に対して適切に報告を行う。

第15条(経費の負担)

1 寄付先団体は本プログラム実施に係る経費の一部及びメールマガジン配信手数料を協働プロモーション料として負担しなければならない。

- 2 協働プロモーション料については、当財団と取り交わす「事業実施に関する協定書」などで取り交わし、適法な請求書に基づき支払わなければならない。なお、支払いに伴う振込手数料は寄付先団体が負担しなければならない。

第16条(守秘義務)

- 1 当財団及び寄付先団体は、本規約及びチャリティ事業に関する一切の情報(ただし、当財団が公表を行ったものは除く。)を厳重に管理し第三者に開示、提供又は漏洩してはならない。
- 2 本プログラムにより知り得た情報のうち秘密にすることが明示的に示された情報(以下「秘密情報」という)をそれぞれの役員、従業員に開示する場合、弁護士、公認会計士、もしくは税理士等の法令上守秘義務を負う専門家に開示する場合、又は法令等により開示を義務付けられた場合を除いて、第三者に開示、提供又は漏洩してはならない。
- 3 当財団及び寄付先団体は、秘密情報を開示した自らの役員、従業員及び法令上守秘義務を負う専門家に対し、本条と同等の義務を遵守させる。

第17条(個人情報の取扱い)

- 1 当財団は、一般財団法人東京マラソン財団個人情報保護方針に沿って取り扱う。
URL:<https://www.marathon.tokyo/privacy/>
- 2 寄付先団体は、本プログラムにより取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等関連法令を遵守して取り扱う義務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うものとする。
- 3 当財団は、寄付先団体が関係法令や個人情報保護に関する義務規定に違反し又は義務を怠ったときは、寄付先団体に対して本規約の解除及び損害賠償請求等の措置を行うものとする。

第18条(本規約の内容変更)

- 1 当財団は、当財団が必要と認めた場合は本規約を変更できるものとし、本規約を変更する場合、変更後の本規約の施行時期及び内容を適切な方法により周知し、又は寄付先団体に通知する。
- 2 前項による本規約の変更内容の周知又は通知後、寄付先団体が本プログラムを利用した場合又は当財団の定める期間(特段の期間を定めなかった場合には1か月以内とする。)内に何らの異議も述べなかった場合には、寄付先団体は、本規約の変更に同意したものとみなす。
- 3 前二項の定めにかかわらず、寄付先団体に不利益となる規約の内容の変更がある場合、当財団は、当該変更内容につき当財団が寄付先団体へ事前に通知し、協議を行った上で、寄付先団体が当財団への合意書を別途指定するウェブサイトフォームより提出することによって、これを行うことができる。その場合、当財団と寄付先団体は別途変更内容を記した書面を締結する。

第19条(本規約の解除)

- 1 当財団は、次の各号のいずれかに該当した場合は、本規約を解除することができ、寄付先団体としての活動を停止する。
 - ① チャリティ事業の実施及びその他の事情により、寄付先団体がチャリティ事業及び寄付金事業の実施主体としてふさわしくない行為(以下「不適切行為」という。)があったと当財団が合理的に判断した場合
 - ② 寄付先団体自ら及びその理事等の役員、従業員並びにその取引先が、反社会的勢力(暴力団、暴力団関係企業、政治活動標ぼうゴロ、組織的犯罪集団等並びにこれらの構成員等の反社会的勢力等を指す。)である、又はこれらと何らかの関係を有していると当財団が判断した場合
 - ③ 寄付先団体が当財団の行う事業について、品位や社会的信用を毀損するなど、本規約を継続しがたい重大な背信行為、反社会的行為を行った場合
 - ④ 寄付先団体が本規約の事項に違反し、相当な期間を定めて是正の催告がなされたにもかかわらず当該違反状態が解消されない場合

⑤「事業実施に関する協定書」において本規約の解除事由として定めた事由が生じた場合

⑥ 寄付先団体が下記の要件に該当する場合

(1) 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

・暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、もしくは刑法204条等もしくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税もしくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

・暴力団又はその構成員等

▽認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人

▽定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

▽国税又は地方税の滞納処分の執行がされている又は滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人

▽国税又は地方税に係る重加算税等を課せられた日から3年を経過しない法人

▽暴力団関係者等(*）、又は、暴力団関係者等の統制下にある法人

(*)暴力団関係者等＝東京都暴力団排除条例(平成23年3月18日東京都条例第54号)に定める暴力団関係者又は東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者(ただし、排除措置期間中に限る)

⑦ 当財団において、チャリティ事業の目的が達成できない場合、その他やむを得ない理由によりチャリティ事業を中止する必要がある場合

※ 感染症対策について

東京マラソン財団は、安全・安心な大会を実施するために必要に応じて感染症対策を実施し、感染状況や社会状況等に応じて、大会要項等で具体的な感染拡大防止策を定め、それに従って本規約に変更が生じる場合がある。

2 前項の規定に基づき、当財団が本規約を解除した場合、当財団は寄付先団体及び寄付先団体の情報を本プログラムから削除するなど合理的な措置をとることができるものとする。本規約の解除又は本規約の解除後の合理的な措置により寄付先団体に何らかの損害を生じた場合でも、当財団は当該損害を賠償する一切の責任を負わないものとする。

第20条(誠実協議及び裁判管轄)

1 本規約に定めのない事項又は本規約の解釈等に関し疑義又は紛争等が生じた場合、当財団及び寄付先団体は、誠実に協議し、これを解決するものとする。万一、本規約に関連して当財団と寄付先団体との間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第21条(譲渡禁止)

寄付先団体は、本プログラムその他本規約上の地位を、有償無償問わず、第三者に譲渡、贈与、又は貸与すること及びこれを担保として提供することはできない。

第22条(退会・休会)

1 寄付先団体が本プログラムからの退会あるいは休会を希望する場合は、別途当財団の定める方法にて当財団に届け出るものとする。

2 休会可能期間は連続した東京マラソン2大会分とし、3大会連続で休会した場合は退会したものとみなし、本規約も自動的に失効となる。なお、本規定における休会期間の起算点は、休会届が提出された開催年度大会とする。

第23条(規約適用期間)

本規約の適用期間は、第4条に定める合意書を提出した日の翌日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに当財団又は寄付先団体の一方から書面による解約の意思表示がない限り、同一の条件で1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2025年3月10日 制定

2026年10月30日 改定